

(新)

別表第1（第3条関係）

(1) 補助 事業	(2) 補助事業者 (注1)	(3) 事業実施 主体(注1)	(4) 補助率・ 補助限度額	(5) 対象事業の 条件	(6) 補助対象経費 (注2)	(7) 補助対象経費詳細 (注2)(注3)
周 遊 促 進 ・ 滞 在 延 長 支 援 事 業	市町村等、広 域観光組織、 観光協会、地 域の活動団 体、公の施設 の指定管理者	市町村等、市 町村の長が補 助を行う団 体、広域観光 組織、観光協 会、地域の活 動団体、公の 施設の指定管 理者	2分の1又は 3分の1以内 1事業あたり、 上限額：200万円 下限額：10万円 ※1 1事業実施 主体あたりの上 限額についても 上記とする ※2 当該補助金 の補助を受けた 実績がある事業 の2回目の申請 (以下、「継続 事業」という) は補助率3分の 1以内とする ※3 寄附金等や その他の収入が あるときは総事 業費から当該収 入額を控除した 額と補助対象経 費とを比較して 少ない方の額に 補助率を乗じる	①どっぷり高知旅 キャンペーンの テーマに沿った 取組で、観光客 の周遊促進や滞 在延長が図られ 地域の観光消費 拡大が見込める もの ②新規事業又は 拡充事業（既存 事業において、 従前より拡充し て実施する場合 の拡充部分）、 若しくは継続事 業 ③国等の事業や 県の他の補助金 を活用していな いもの	観光協会など、 地域における活 動団体が2つ以 上連携し、観光 施設や宿泊施 設、集落活動セ ンターなど、地 域の拠点となる 施設（以下、 「拠点施設」と いう）を中心に 周遊促進や滞在 延長を図る取組 に要する経費	①周遊ルートや体験プラン等を新たに造成するために招聘するアド バイザーや専門家等への謝金や期間限定の雇用に係る経費 ②新たに設定する周遊ルートのモニターツアーに係る経費 (バス借上料、入館料、体験料、保険料、広告費など) ③周遊観光を目的としたタクシープランの造成に係る経費 (謝金、広告費など) ④スタンプラリー等の周遊企画に係る経費 (チラシ・ポスター、ノベルティ等の製作費、広告費など) ⑤周遊を促すツール(周遊マップ、クーポン券、PR動画等)の制作 に係る経費 ⑥拠点施設に配置する移動販売やキッチンカーの招聘に係る経費 (謝金、広告費など) ⑦イベントや企画展の開催に係る経費 (出演者等への謝金、会場借上料、設営費、警備に係る経費、チ ラシ・ポスター、看板等の製作費、広告費、取材誘致やタイア ップに係る経費、特設ウェブサイト作成に係る経費、夜間イベ ントの演出に係る経費、ライトアップ備品の購入費、主たるイ ベントに付随する従たるオンライン配信に係る経費、臨時スタ ッフの雇用に係る経費など) ⑧イベント等の開催に合わせたシャトルバス運行に係る経費 (バス借上料、交通誘導員の配置(シャトルバスの運行に付随す る場合に限る)に係る経費、案内看板の製作・設置に係る経 費、広告費など) ⑨周遊促進を目的とした臨時駐車場の借上に係る経費 ⑩新たなモビリティの運行に係る経費 (電動キックボードの購入費、レンタサイクルの整備費など) ⑪その他会長が認めるもの

※1 連続テレビ小説に関連し相乗効果が見込める取組については、上記と同じ補助上限額まで別途申請を可能とする。

(旧)

別表第1（第3条関係）

(1) 補助 事業	(2) 補助事業者 (注1)	(3) 事業実施 主体(注1)	(4) 補助率・ 補助限度額	(5) 対象事業の 条件	(6) 補助対象経費 (注2)	(7) 補助対象経費詳細 (注2)(注3)
周 遊 促 進 ・ 滞 在 延 長 支 援 事 業	市町村等、広 域観光組織、 観光協会、地 域の活動団 体、公の施設 の指定管理者	市町村等、市 町村の長が補 助を行う団 体、広域観光 組織、観光協 会、地域の活 動団体、公の 施設の指定管 理者	2分の1（追加） 以内 1事業あたり、 上限額：200万円 下限額：10万円 ※1 1事業実施 主体あたりの上 限額についても 上記とする （追加） ※2 寄附金等や その他の収入が あるときは総事 業費から当該収 入額を控除した 額と補助対象経 費とを比較して 少ない方の額に 補助率を乗じる	①どっぷり高知旅 キャンペーンの テーマに沿った 取組で、観光客 の周遊促進や滞 在延長が図られ 地域の観光消費 拡大が見込める もの ②新規事業又は 拡充事業（既存 事業において、 従前より拡充し て実施する場合 の拡充部分） （追加） ③国等の事業や 県の他の補助金 を活用していな いもの	観光協会など、 地域における活 動団体が2つ以 上連携し、観光 施設や宿泊施 設、集落活動セ ンターなど、地 域の拠点となる 施設（以下、 「拠点施設」と いう）を中心に 周遊促進や滞在 延長を図る取組 に要する経費	①周遊ルートや体験プラン等を新たに造成するために招聘するアド バイザーや専門家等への謝金や期間限定の雇用に係る経費 ②新たに設定する周遊ルートのモニターツアーに係る経費 （バス借上料、入館料、体験料、保険料、広告費など） ③周遊観光を目的としたタクシープランの造成に係る経費 （謝金、広告費など） ④スタンプラリー等の周遊企画に係る経費 （チラシ・ポスター、ノベルティ等の製作費、広告費など） ⑤周遊を促すツール（周遊マップ、クーポン券、PR動画等）の制作 に係る経費 ⑥拠点施設に配置する移動販売やキッチンカーの招聘に係る経費 （謝金、広告費など） ⑦イベントや企画展の開催に係る経費 （出演者等への謝金、会場借上料、設営費、警備に係る経費、チ ラシ・ポスター、看板等の製作費、広告費、取材誘致やタイア ップに係る経費、特設ウェブサイト作成に係る経費、夜間イベ ントの演出に係る経費、ライトアップ備品の購入費、主たるイ ベントに付随する従たるオンライン配信に係る経費、臨時スタ ッフの雇用に係る経費など） ⑧イベント等の開催に合わせたシャトルバス運行に係る経費 （バス借上料、交通誘導員の配置（シャトルバスの運行に付随す る場合に限る）に係る経費、案内看板の製作・設置に係る経 費、広告費など） ⑨周遊促進を目的とした臨時駐車場の借上に係る経費 ⑩新たなモビリティの運行に係る経費 （電動キックボードの購入費、レンタサイクルの整備費など） ⑪その他会長が認めるもの

※1 連続テレビ小説に関連し相乗効果が見込める取組については、上記と同じ補助上限額まで別途申請を可能とする。